

タイオンラインメディア等を活用した広告配信事業 業務委託基本仕様書

1 委託業務の名称

タイオンラインメディア等を活用した広告配信事業

2 目的

栃木県，福島県，山形県，宮城県（以下，「栃木・南東北」という。）で構成する栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会（以下，「本協議会」という。）では，平成26年度から継続してタイの訪日旅行者をターゲットとした誘客プロモーションを展開しており，令和元年の宿泊旅行統計調査（観光庁）における栃木・南東北のタイ宿泊旅行者は，過去最多の9万6千人泊を記録した。

令和3年度は，新型コロナウイルス感染症の影響により，旅行者の大幅な減少が避けられない状況であったが，タイ人の訪日意欲は依然として高いことから，感染症収束後の早期の旅行者回復に向けて，令和2年度に作成した本協議会の特集ページ「Chill Chill Japan 特集ページ（以下，「特集ページ」という。）」の広告配信や現地旅行会社向けのオンラインセミナー等を行ってきた。

令和4年度は，特集ページを活用し，栃木・南東北のさらなる認知度向上を図る。また，ウェブサイトの来訪者を対象としたアンケート等を実施することにより，今後の誘客促進施策の判断材料とする。

3 実施主体

栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会

4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日（水）まで

5 委託料

- (1) 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- (2) 支払方法は，事業完了後の精算払とする。

6 実施場所

タイ国内及び日本国内

7 委託業務の内容

- (1) 特集ページの改修及び新規記事の追加

イ 特集ページ (<https://chillchilljapan.com/tochigi-minami-tohoku/>) について，今回追加する新規記事及び既存記事へのアクセス数が増えるよう必要な改修を行うこと。なお，改修に当たっては，改修の意図及び改修の効果の見込みを示すこと。

ロ 特集ページに，新規記事を6本以上追加すること。

ハ 新規記事は，タイ語のネイティブライターによる書き下ろしで制作すること。

- ニ 新規記事は、栃木・南東北の魅力を広域で伝えることができる記事とすること。
- ホ 新規記事の追加にあたっては、既存記事の地域（自治体）組み合わせ及び、アフターコロナにおけるタイ市場のニーズや特色を考慮の上で追加するべき記事をその理由とともに提案すること。
- ヘ 新規記事の画像素材については、タイ市場のインバウンドに訴求できるものを準備し、使用すること。なお、必要に応じて、ストックフォト等を活用することを妨げるものではない。
- ト 記事に使用した画像素材は可能な限り二次使用できるように権利関係を整理するとともに、権利関係の一覧表を作成し、発注者へ提出すること。一覧表には調整先の担当者名や連絡先等を記載すること。
- チ その他、特集ページの改修及び新規記事の追加に必要な業務を行うこと。

（2）広告配信の実施

- イ 上記（1）で改修した特集ページのトップページや新規記事コンテンツ等をランディングページ（以下、「LP」という。）とする広告配信を実施すること。
- ロ 広告配信にあたっては、タイ市場のインバウンドに効果的・効率的に訴求できる広告媒体をその理由とともに提案すること。
- ハ 広告媒体の提案にあたっては、広告媒体の基本的な情報やターゲティングの内容、事業効果（見込み）を具体的に示すこと。合わせて、ターゲット層について、効果的・効率的に訴求できる層を設定し、その理由を示すこと。
- ニ 広告配信期間を通じて、広告内容、利用媒体、配信対象、配信方法、LP への誘導状況等を分析しながら、発注者と協議しながらターゲティングの変更、絞り込み等継続的に改善を図ること。
- ホ 広告に必要なクリエイティブ等を制作すること。
- ヘ その他、広告配信の実施に付随する必要な業務を行うこと。

（3）キャンペーンの実施

- イ 特集ページ及び今回追加する新規記事、既存記事へのアクセス数を増やすためのキャンペーンを実施すること。
- ロ キャンペーンについては、タイ市場のインバウンドの特性を考慮の上、効果的・効率的な内容をその理由とともに提案すること。
- ハ キャンペーンに合わせて、アンケート調査を実施し、今後のインバウンド誘客に係る示唆を示すこと。なお、アンケート内容は別途、発注者と協議の上で決定すること。
- ニ その他、キャンペーンの実施に付随する必要な業務を行うこと。

（4）効果検証及び分析

- イ 本事業の効果検証及び分析を行うにあたり、適切に事業効果を把握できる指標（KPI）を設定すること。また、その設定根拠を示すこと。
- ロ 効果検証及び分析は、広告側、LP 側の両面から行うこととし、設定したターゲティングの適切さに言及すること。
- ハ 本事業を総括し、今後のタイ市場に係るインバウンド戦略の提案を行うこと。

ニ その他、効果検証及び分析に必要な業務を行うこと。

8 その他留意事項

- (1) 本事業の基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制（担当業務ごとの予定人数など詳細を記載すること）を示すこと。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、発注者と協議を行いながら適正に履行すること。

9 事業報告

事業終了後は速やかに次の提出物を作成し、提出すること。

(1) 提出物

次の成果品を発注者に提出すること。

- イ 業務完了報告書（指定様式） 紙媒体1部及び電子媒体1枚
- ロ 実績報告書（任意様式） 紙媒体4部及び電子媒体1枚
- ハ 本業務による成果品がある場合、そのデータを収めた電子媒体1枚

(2) 提出場所

宮城県経済商工観光部 観光プロモーション推進室
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

(3) 提出期限

令和5年3月15日（水）

10 目的物（成果品）

- (1) 本業務による成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、成果品の引渡しを以て全て発注者に帰属すること。なお、受注者は、発注者が認めた場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。
- (2) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (3) モデル等を使用する場合、対象者とモデルリリースを取り交わし、発注者が成果物及び映像素材について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。
- (4) 建造物やアート作品が写っている映像について、権利者とプロパティリリースを取り交わし、発注者及び栃木・南東北が成果物及び映像素材について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。
- (5) 許諾関係及びプロパティリリース、権利関係の一覧表を作成し、発注者へ提出すること。一覧には調整先の担当者名や連絡先等を記載すること。
- (6) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (7) 成果品については、関係機関への提供など、無期限に二次的利用が可能なのように対応すること。

11 守秘義務等

(1) 機密の保持

受注者は、委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）、福島県個人情報保護条例（平成6年10月14日福島県条例第71号）及び山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。また、各国法に準拠した個人情報保護の対応を行うこと。

12 その他

(1) 委託業務の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。

(3) 本業務の実施に当たっては、発注者のインバウンド全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。

(4) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。

(5) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、発注者が承諾した場合はこの限りでない。

(6) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。

(7) 上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(8) コロナの影響等により本業務が実施できない場合、受注者は発注者と協議の上、必要に応じ、業務内容の変更や規模の縮小等所要の見直しを行うものとする。